

墨田区国民保護計画

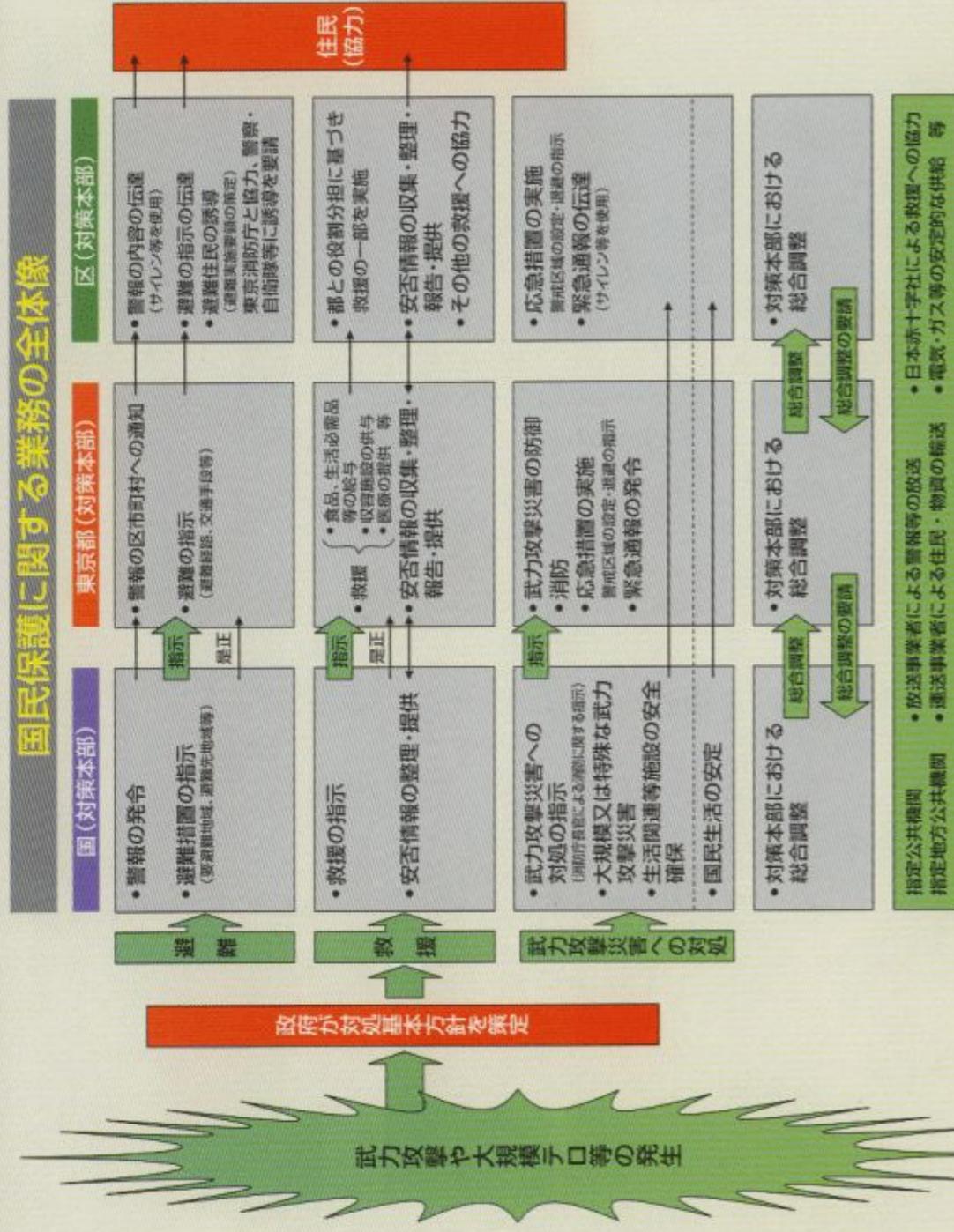
をつくりました

— 万一の武力攻撃や大規模テロに備えて —

武力攻撃や大規模テロなどが起こらないように、外交上又は国内の治安維持にあたっては、国が最大の努力をすべきことはいまでもありません。

しかし、万一、このような事態が起こった場合、すばやく住民のみなさんを守るしくみづくりは、国や東京都だけでなく区の責務でもあります。

そこで、平成19年2月に墨田区では「墨田区国民保護計画」を作成しました。このパンフレットは、作成した墨田区国民保護計画の内容をご紹介しますとともに、武力攻撃や大規模テロなどが万一、起こってしまった場合、住民のみなさんがどのように行動すればいいかを取りまとめたものです。



国、都、区、指定(地方)公共機関等が相互に連携

墨田区国民保護計画

第1編 総論

基本方針

- 1 基本的人権の尊重
- 2 国民の権利利益の迅速な救済
- 3 国民に対する情報提供
- 4 関係機関相互の連携協力の確保
- 5 国民の協力

- 6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の確かな実施
- 7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- 8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保
- 9 外国人への国民保護措置の適用

想定する事態

■ 武力攻撃事態

- 1 着上陸侵攻
- 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃
- 3 弾道ミサイル攻撃
- 4 航空攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態（大規模テロ等）とも、NBC（核：Nuclear、生物剤：Biological、化学剤：Chemical）を用いた兵器などによる攻撃も想定されます。現在、何らかの兆候を得ているものではありません。

■ 緊急対処事態（大規模テロ等）

- 1 危険物質を有する施設への攻撃
- 2 大規模集客施設等への攻撃
- 3 大量殺傷物質による攻撃
- 4 交通機関を破壊手段とした攻撃

第2編 平素からの備え

■ 組織・体制の整備

- 1 区における組織
 - 24時間即応可能な体制、事態の状況に応じた体制など、必要な組織体制を整備します。
- 2 関係機関との連携
 - 国、東京都、警察、消防、他区市町村、住民防災組織等との連携協力体制を整備します。
- 3 通信の確保、情報収集・提供等
 - 自然災害時の体制を基本とし、情報収集、連絡体制の整備に努めます。
- 4 特殊標章等の交付又は使用許可
 - 国民保護措置に関する職務・業務・協力を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所・車両などを識別するために使用する特殊標章の交付体制を整備します。
- 5 研修・訓練
 - 職員に対する研修、訓練を通じ、対処能力の向上を図ります。

■ 避難、救援及び武力攻撃災害への備え

避難施設のリストなど基礎的資料を準備するとともに、避難実施要領のパターンをあらかじめ作成します。また避難住民や緊急物資輸送体制を整備します。

■ 物資及び資材の備蓄、整備

防災のための備蓄と相互に兼ねるものとし、特に必要なものは、都などの整備状況を踏まえ、新たに備蓄、調達に努めます。

■ 国民保護に関する啓発

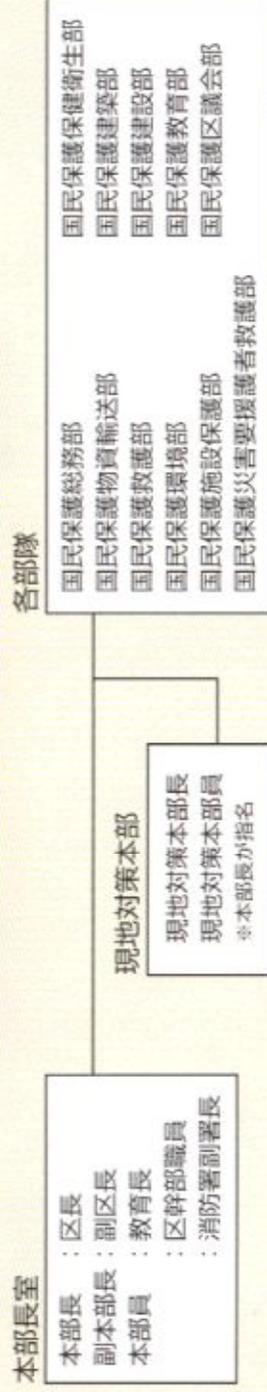
国民保護に関する啓発を行うとともに、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動などについて周知を図ります。

第3編 武力攻撃事態等への対処

実施体制

- 墨田区国民保護対策本部（本部長：区長）を設置し、住民の避難や救援などの国民保護措置を総合的に推進します。

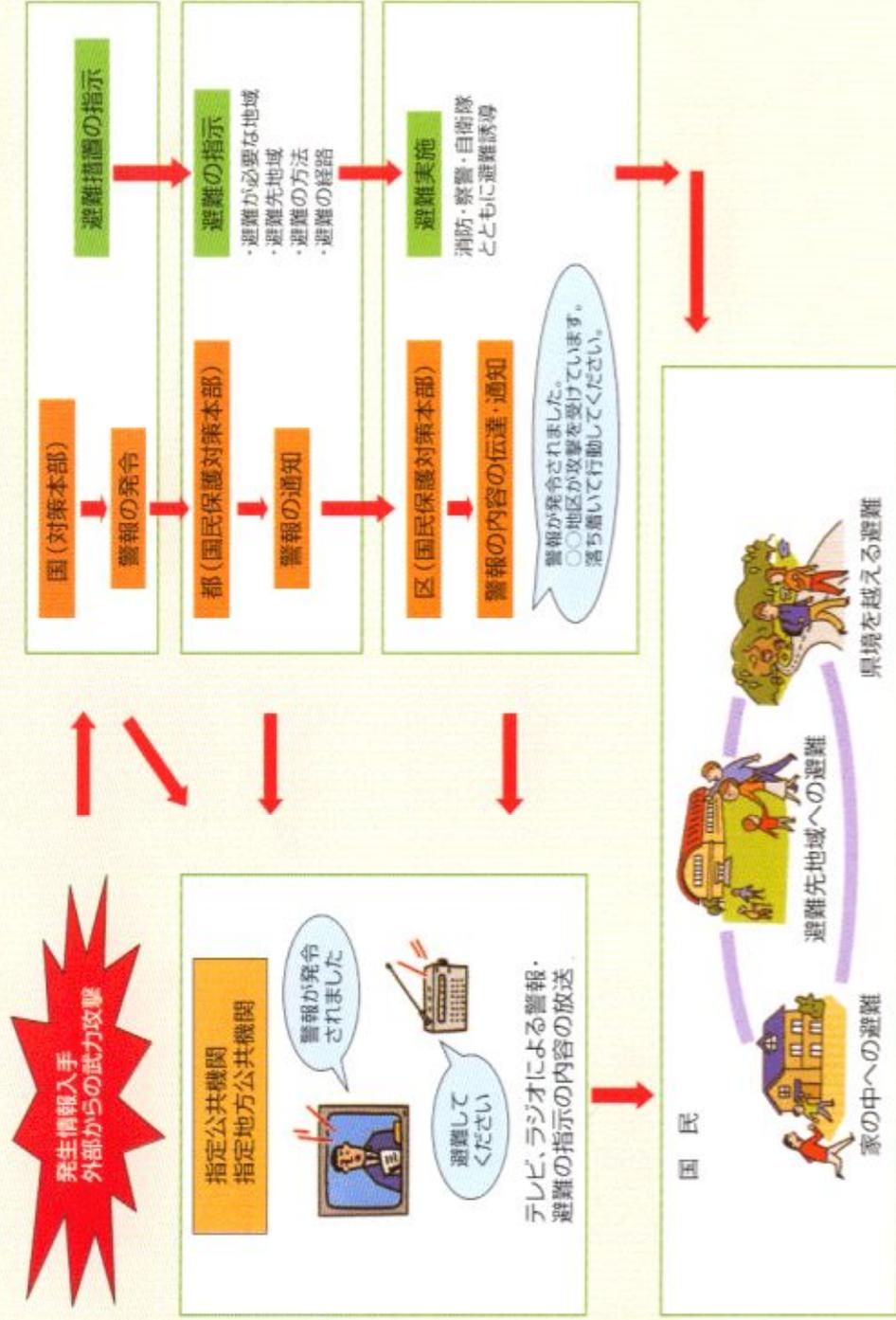
墨田区国民保護対策本部の組織



警報の伝達

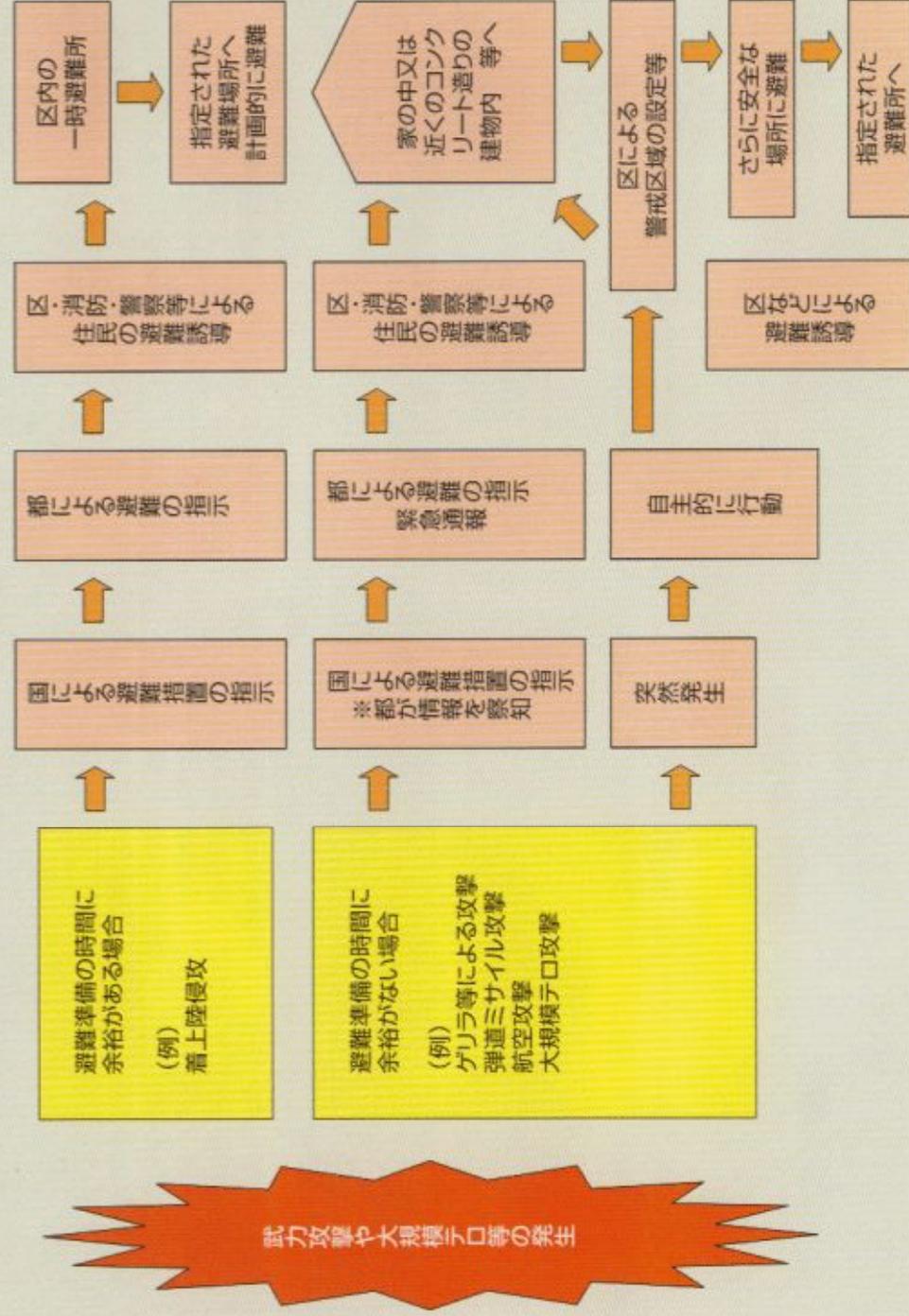
- 東京都から警報の通知を受けた場合には、防災行政無線によるサイレン、電子メール、ケーブLTEレビ、ホームページ、広報車などの方法により、速やかに住民、消防団、住民防災組織、病院、学校などに警報の内容を伝えます。

警報のサイレンとは、武力攻撃等が迫っている、あるいは現に発生した場合に、住民のみならず知らせる報音です。サイレン音は、後に記載した国民保護ポータルサイト（内閣官房）のホームページでお聴きいただけます。



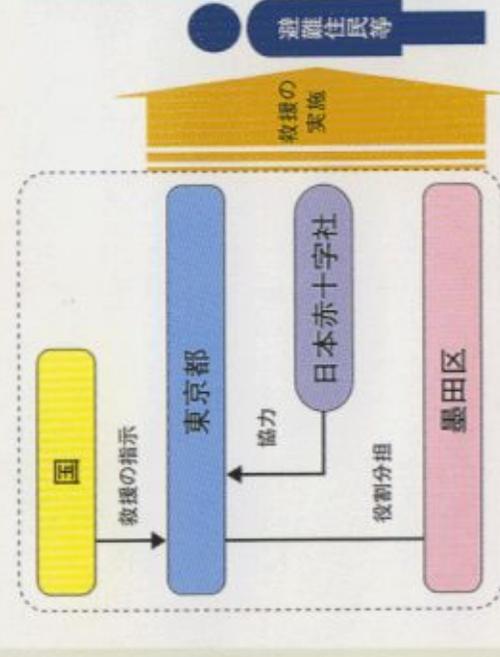
避難・誘導

- 区職員が消防署・警察署等と協力して、避難場所まで誘導します。その際、住民防災組織、施設管理者などの協力の下、町会、自治会、学校、事業所などを単位として誘導します。
- 施設管理者、町会、自治会など協力団体の協力を得て区内の避難所の管理をします。



救援

- 東京都と協力し関係機関の協力を得て、避難先でのみなさんの生活を支援します。

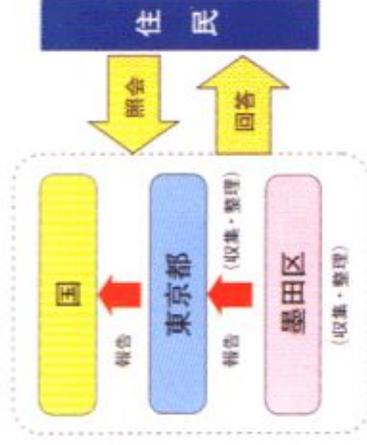


救援の内容

- 1 収容施設の供与
- 2 食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- 3 医療の提供及び助産
- 4 被災者の捜索及び救出
- 5 火葬
- 6 通信設備の提供
- 7 住宅の応急修理
- 8 学用品の給与
- 9 遺体の捜索及び処理
- 10 土石、竹木等の除去

安否情報の収集・提供

- 避難住民や負傷・死亡した住民などの安否情報を収集・整理し、当該情報を東京都に報告します。
- 安否情報は個人情報であることにかんがみ、住民などからの照会に対し、その取扱いに十分注意した上でお答えします。



被害の最小化

- 退避の指示
武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるときは、住民に退避の指示を行います。
- 応急公用負担
緊急の必要があると認めるときは、他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用などの措置を講じます。

■ 警戒区域の設定

住民からの通報、関係機関からの情報提供などから、住民の生命又は身体に対する危険を防ぐため、特に必要と認めるときは、警戒区域を設定します。

■ 消火や被害者の救助などの消防活動

東京消防庁による対処措置が適切に行われるよう警察、医療機関とも緊密な連携をとります。

第4編 復旧等

- 被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行います。
- 武力攻撃災害の復旧については、国において所要の法制が整備されることとされているため、区は、国の方針に従い、東京都と連携して行います。

第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

■ 初動対応力の強化

- 1 大規模テロ等の発生時に、住民の避難や救助等を迅速に行うため、区が管理する施設、大規模集客施設（イベント施設、ターミナル駅等）等の初動対応力の強化を図ります。
- 2 東京都が作成する各種対処マニュアルや区の特性を踏まえ、テロ等の類型に応じた各種対処マニュアルを整備します。
- 3 関係機関と協力し、大規模集客施設等の管理者に対し、当該施設の特性を踏まえた対処マニュアルの整備を要請します。

■ 平時における警戒

東京都及び警察・消防など関係機関と連携し、テロなどの兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行います。

■ 発生時の対処

- 1 国の指示に基づき墨田区緊急対処事態対策本部を設置し、関係機関と緊密に連携協力し、住民などの避難、救援、災害対処等の初動対処に取り組みます。
- 2 必要に応じ、発生現場に現地連絡調整所を置き、関係機関と活動の調整をします。

住民のみなさんへ

武力攻撃事態や大規模テロなどが万一、起こった場合、自然災害の場合と同様に、自分自身で身を守る「自助」による備えが欠かせません。また、地域のみなさんで助け合う「共助」によるご協力をお願いする場合があります。ご協力していただける場合の安全確保に、区は十分に配慮します。みなさんの協力は、任意であり強制するものではありません。

自分自身で身を守る「自助」のために

備蓄

地震などの自然災害に対する日頃からの備えとして、非常持ち出し品や数日間を自足するための備蓄が重要です。これらの備えは、武力攻撃やテロなどが起こり避難する場合でも大いに役立ちます。

■ 食糧

レトルト、フリーズドライ、缶詰のご飯、乳幼児の粉ミルク、離乳食など。最低3日分を目安に用意しましょう。

■ 水

一人1日3ℓが目安。生活用水も十分に確保しておきましょう。また、乳幼児、病人など家族の構成に合わせて用意しましょう。

■ 照明

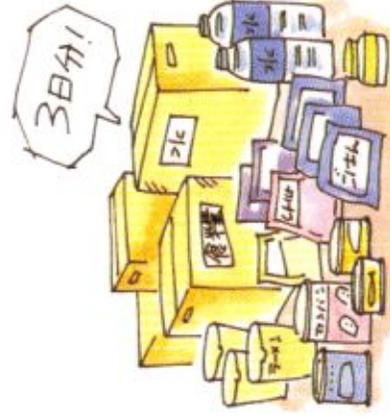
懐中電灯を家族一人一個。夜間就寝中でもすぐに手にできるよう身近な場所に置き、予備の電池も十分にストックしておきましょう。ろうそくは、火災予防上、なるべく使わないようにしましょう。

■ 燃料

卓上カセットコンロや固形燃料が便利です。

■ 情報

情報入手のためにラジオの用意をしましょう。



訓練への参加

日頃、地域で行われている自然災害に備えた防災訓練への参加が、いざというとき役に立ちます。できる限り、参加するようにしましょう。



地域のみなさんで助け合う「共助」のために

消防団の方々へ

消防団の役割として、住民を火災から保護するとともに、災害を防ぎ、防止するなどの活動があります。国民保護措置を実施する際、消防団に期待される協力内容の例として、次のものがあります。

なお、これらの活動は、消防総監又は消防署長の所轄の下で、攻撃による危険がなく、安全が確保された条件の下、行うことになっています。

協力内容例

- 警報や避難方法の住民への伝達
- 区職員や消防職員と協力し、地域とのつながりを活かした避難住民の誘導

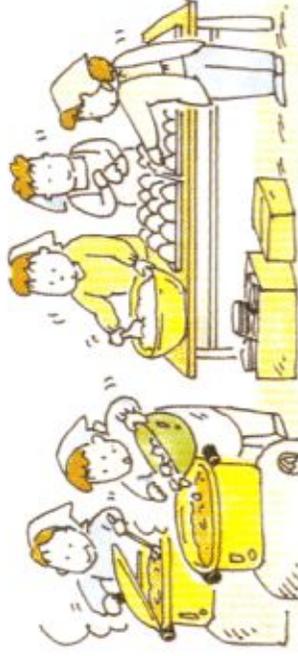
- 災害への対処
- 1 消火活動などの災害の防御
- 2 消防警戒区域の設定
- 3 常備消防（消防本部）の活動支援
- 4 負傷者の応急手当
- 5 被災情報の収集

住民防災組織、地域防災活動拠点会議、ボランティアの方々へ

住民防災組織、地域防災活動拠点会議及びボランティアなどによる活動も、攻撃による危険がなく安全が確保された条件の下で、行うことになっています。協力内容の例として、次のものがあります。

協力内容例

- 避難住民の誘導
- 1 避難用バスへの誘導
- 2 高齢者や障害者が避難する際の援助
- 3 家庭や学校、事業所などにおける安否確認
- 避難住民などの救済
- 1 避難所での救援物資（食料、水など）の配布
- 2 炊き出しの実施
- 消火活動、負傷者の搬送、被災者の救助
- 1 負傷者の搬送、応急手当
- 2 消火のための水の運搬
- 3 救助のための資器材の提供
- 保健衛生の確保に対する協力
- 1 健康相談所の開設支援
- 2 集団健康診断の実施、廃棄物の処理
- 3 衛生広報のためのパンフレット配布



高齢者、障害者、外国人など災害要援護者の方々のために

区は日頃から、消防団、住民防災組織のほか、災害要援護者サポーター隊、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体、国際交流団体などと連携をとります。

万一、テロなどが起こった場合、こうした団体の方々に対し、高齢者、障害者、外国人のうち災害時に一人で避難することなどが困難な災害要援護者への連絡、支援をお願います。

これらの活動においても、攻撃による危険がなく、安全が確保された条件の下で、行うことが前提です。



国民保護についてくわしいことは

国民保護や関連する内容について、この他にくわしく知りたい場合は、次のホームページをごらんください。

東京都

東京都防災ホームページ

<http://www.bousai.metro.tokyo.jp/>

検索

国（内閣官房）

内閣官房 国民保護 ポータルサイト

<http://www.kokuminhogo.go.jp/pc-index.html>

検索

総務省消防庁

国民保護

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2_1.html

検索

特殊標章



このマークは、ジュネーブ諸条約追加議定書 I（1949年）に規定されている国際的な特殊標章であり、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するためのものです。

デザインは、オレンジ色地に青の正三角形の図案となっています。

墨田区地域振興部危機管理担当 安全支援課安全支援係

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

Tel (03) 5608-6199 (直) FAX (03) 5608-6425

Email: anzensien@city.sumida.lg.jp

HP: <http://www.city.sumida.lg.jp>